



さんぼし

唐津市立西唐津小学校
学校だより 第 58 号
令和8年 7月 3日(金)
文責 校長 古川 雅



学校 HP

木曜日の子どもたちの様子から



5年1組は書写の学習、毛筆で「天地」を書いていました。「天」「地」それぞれの文字はきちんと書けていましたが、二つの文字の大きさのバランスに苦労していました。

1年2組は国語の時間、全員で教科書の音読を行っていました。教室を回って、数人の子どもたちの音読に耳を傾けましたが、どの子どもも一生懸命に音読をしていました。





4年1組の国語の学習、タブレットで作った作品を見せ合っていました。

やはり、友だちが作った作品は興味があるようです。他の友だちの作品を、みんな笑顔で眺めていました。

なかには、「自分の作品を読んでほしいなあ」と、つぶやいている子もいました。

「いじめアンケート」について

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

本日、学校より「いじめアンケート」が「はなまる連絡帳」より配信されています。これは、年に2回、保護者及び子どもたちを対象に県内すべての学校で行われています。

「いじめ防止対策推進法」では、上記の（学校及び学校の教職員の責務）第八条（保護者の責務等）第九条に示されている通り、学校、家庭の両方がいじめの防止に努める必要があるとされています。アンケートのご協力をよろしくお願いいたします。